

平成19年7月6日（金）

「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る
時効等の特例に関する法律」の施行について

先の国会に議員立法として提出され成立いたしました「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効等の特例に関する法律」（年金時効特例法）が、本日、公布されました。

この法律は、公布の日から施行されることとなっており、本日から全国の社会保険事務所で受付を開始いたしました。

なお、制度の概要等は別添のとおりです。

年金時効特例法について

1. 法律の概要

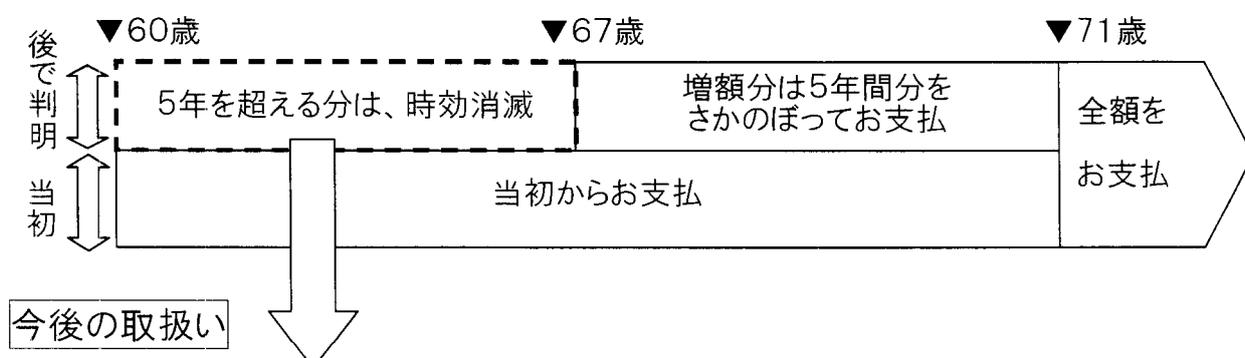
「厚生年金保険法の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」(年金時効特例法)の概要について

今までの取扱い

- 年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

〔具体例〕

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



- 「年金時効特例法」の成立により、時効消滅により受け取ることができなかった分も全期間さかのぼってお支払いします。

2. 対象となる方

○ 既に年金記録が訂正されている方

(1) 年金記録の訂正により年金が増えたが、従来、過去の増額分は時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていた方

⇒〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます〕

(2) 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなったが、従来、過去の分は時効消滅により直近の5年分の年金に限ってお支払いしていた方

⇒〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます〕

(3) (1)や(2)に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方

⇒〔未支給年金の時効消滅分が支払われます〕

※ ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、その方と生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

○ 今後、年金記録が訂正されている方

(4) 今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば、上記(1)～(3)と同じよ

うに、過去の分は直近5年間分の年金に限ってお支払いすることとなる方
⇒〔増額された老齢・障害・遺族年金や未支給年金が支払われます〕

3. 必要な手続

- 今後、年金記録が訂正される方
記録の訂正の手続以外に特別の手続は必要ありません。
年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。
- 既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方
 - ・ できる限り簡単に手続をしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。(平成19年9月～)
 - ・ 今すぐに手続をしていただくこともできます。その場合には、お近くの社会保険事務所に、必要な書類をご提出(または郵送)していただきますようお願いいたします。
- ※ 郵送で手続をされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先からお取り寄せいただくか、社会保険庁ホームページからプリントアウトしていただきますようお願いいたします。
- ※ お手続からお支払いまでの期間は、2～3ヶ月程度です。
お支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをいたします。

4. お問い合わせ先

手続方法など、詳しくは、下記までお問い合わせください。
なお、社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)でも詳しい制度内容をご案内しております。

- 窓口(お問い合わせ及び手続の窓口)
お近くの社会保険事務所
- 電話
ねんきんダイヤル(0570—05—1165)または、社会保険事務所

年金時効特例法について

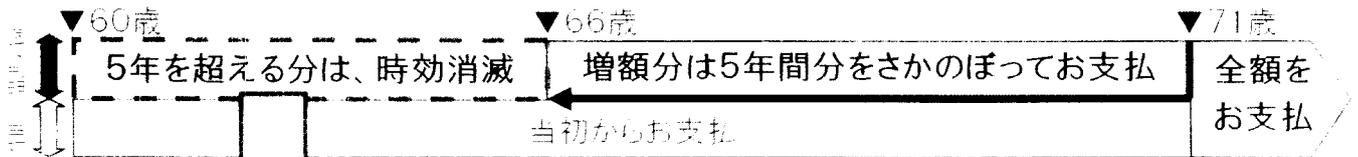
年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めてご本人または遺族の方へ全額をお支払いします。

今までは

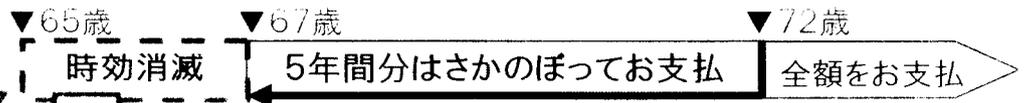
年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

〔具体例 ①〕

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



〔具体例 ②〕 72歳の時に年金記録が見つかり、年金の受給資格があることが分かった場合



※ 受給権発生の年齢は、個人により異なります

これからは

年金時効特例法の成立により、この部分も全期間さかのぼってお支払いします

対象となる方

1. 既に年金記録が訂正されている方

- 1 年金記録の訂正により年金額が増えた方
→〔年金 増額 部分 5年 以内 の時効消滅分が全期間遡って支払われます〕
- 2 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった方
→〔年金 増額 部分 5年 以内 の時効消滅分が全期間遡って支払われます〕
- 3 ①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方
→〔未支給年金の時効消滅分が支払われます〕
※ 遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります

2. 今後、年金記録が訂正される方

- 4 今後、年金記録が訂正された結果、上記①～③と同じように年金額が増える方
→〔増額された年金や未支給年金が全期間分支払われます〕

必要な手続は

- 今後、年金記録が訂正される方
記録の訂正の手続以外に特別の手続は必要ありません。
年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。
 - 既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方
 - ・できる限り簡単に手続をしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。(平成19年9月～)
 - ・今すぐに手続をしていただくこともできます。その場合には、お近くの社会保険事務所に、必要な書類をご提出(または郵送)していただきますようお願いいたします。
- ※ 郵送で手続をされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先からお取り寄せいただくか、社会保険庁ホームページからプリントアウトしていただきますようお願いいたします。
- ※ お手続からお支払いまでの期間は、2～3ヶ月程度です。
お支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをいたします。

窓口での手続の際に、お持ちいただくもの

以下の書類をお持ちいただきますようお願いいたします。

【年金を受給している方の場合】

- 手続にお越しの際は、「年金証書」、「振込通知書」など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

【未支給年金を受けたことがあるご遺族が手続をされる場合】

- 亡くなられた方が受けていた年金の「振込通知書」「未支給年金支給決定通知書」など、亡くなられた方の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの
- 手続をされる方のご本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)
- 振込を希望される金融機関の預金口座の通帳

【未支給年金を受けたことがないご遺族が手続をされる場合】

- 下記のお問い合わせ先に必要となる書類をお問い合わせください。

※ ご本人以外の方が代理で手続をされる場合は、次のものをお持ちいただきますようお願いいたします。

- ・委任状
- ・委任を受けた方(実際に窓口に来られる方)の身分証明書(運転免許証等)

※ 未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなられた時に、まだその方へのお支払いが済んでいなかった年金のことです。

詳しくは、お近くの「社会保険事務所」または、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165(平日8:30~17:15)までお願いします。

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>)

厚生労働省・社会保険庁